

2019 年度小郡三井医師会事業計画

日本医師会綱領には、前文に、日本医師会は、医師としての高い倫理観と使命感をもとに、人間の尊厳が大切にされる社会の実現を目指すと書かれ、さらに次の 4 項目目標が掲げられています。1) 日本医師会は、国民の生涯にわたる健康で文化的な明るい生活を支えます。2) 日本医師会は、国民とともに安全安心な医療提供体制を築きます。3) 日本医師会は、医学・医療の発展と質の向上に寄与します。4) 日本医師会は、国民の連携と支えあいに基づく国民皆保険制度を守ります。以上のことが記されております。

国民幸福の原点は健康にあり、それを支える医療提供体制の構築は最重要課題であります。国は、2006 年に地域包括ケアシステムという概念を発表し、このシステムを中心にしてこれからの高齢化社会における医療・介護の問題を解決していく方針を打ち出しています。これまでも当医師会において多くの先生方が地域包括ケアシステムの構築に尽力してきていただきました。今年度も、さらに充実した地域包括ケアシステムが確立するためには、行政と医師会が車の両輪となり、医師会は多職種連携のまとめ役になることが求められており、そして、それぞれの会員の先生方は地域住民のかかりつけ医となり、かかりつけ医を中心とした医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築を通じた「街づくり」に我々医師会員は関わっていくことが求められていくと考えています。

また、地域の住民の心身の健康維持、健康寿命の延伸を目指して、今後もさらに行政と協力し生活習慣の改善対策や各種検診などの保健事業を行い、多職種連携による「地域住民の方々が安心して暮らしていける街づくり」に貢献していきたいと思えます。

一方、社会情勢の変化により、かかりつけ医制度の確立および、医療機関への受診の仕方、人生最後の時の迎え方を家族で考える時間を持つ大切さなど、地域住民の方々へより良い地域医療の提供のために知っていただきたいことを、積極的に、医師会、行政と共同して地域の公民館などを中心に啓蒙活動を行っていききたいと考えています。

今後も会員相互の親睦を深め、情報を共有し、又発信もしていきたい。健全な医業経営をしつつ地域の人たちの健康に会員が安心して関わっていききたい。そのように思っておりますので会員のご協力をお願いいたします。

I. 事業項目

1、総合（担当；島田会長 古川副会長）

1）会議等

イ）理事会 毎月1回、その他必要に応じて適時開催。

ロ）総会 定時総会 年に1回。（6月・・・決算総会）
臨時総会 3月（予算総会）及び必要に応じて開催。

ハ）全員協議会 必要に応じて開催。

ニ）各種委員会の活性化

構成する委員数を減らし開催しやすくすることにより活性化を図ります。

ホ）行政との会議・懇談会

会長及び各担当理事と連携してこれにあたります。

ヘ）医師会事務局運営管理

ト）郡市健康づくり推進協議会へ会長及び委員としての参加。
会長及び各担当理事、各委員長と連携してこれにあたります。

2、学術・生涯教育（担当；（正）榎藤理事（副）田中久志理事）

平成28年度より日本医師会生涯教育制度が一部変更になりました。

イ）講習会等については、どの領域を何時間学習したかを明確にします。これまで
は、2時間の講習であれば4カリキュラムコードまで付与できましたが、基本的
には、1時間1単位1カリキュラムコードとするものです。ただし、講習会等の構成
の自由度を保つために、最小単位は30分0.5単位1カリキュラムコードとなります。
また1日の取得単位数の上限が撤廃されております。

ロ）日本医師会生涯教育カリキュラムは、学習内容の見直しと新しい専門医の仕組み
に円滑に適応することを目的として、カリキュラムコード1～15の改訂が行われま
した。新しいカリキュラム名は〈日本医師会生涯教育カリキュラム2016〉となりま
す。

ハ）生涯教育on-lineで配信しているコンテンツを受講し、セルフアセスメンにおい
て、従来は正答率60%で単位等を付与していたものを、正答率を80%とした上で、
1コンテンツにつき、1カリキュラムコード1単位を取得できることになりました。
た。

ニ）今後、生涯教育の申告は、都道府県医師会または郡市区医師会等が講習会・講演
会・ワークショップ等（以下、「講習会等」という）情報および出欠管理を行う全国
医師会研修管理システム（以下、「研修管理システム」という）に講習会等の出欠デ
ータを入力することで行うことが基本とされ、講習会情報や学習実績の管理、一括
申告の支援等に対応した全国で利用できるオンラインシステムが導入されました。
医師資格証を講演会の前に提示、照合する事により出席とみなされます。

講演会では、毎日の診療に役立つような話題とそのスペシャリストをカリキュラムコ
ードが重複しないように選定し、多くの会員の参加を図りたい。

今年度の講演会は 5 回開催予定で現時点での実施案は以下のとおりである。
毎年 4 月、6 月、9 月、11 月、翌年 2 月
日程は原則として月の第 3 水曜日とする（講師都合その他により変更の可能性あり）。

3、医療保険・後期高齢者医療（担当；（正）肥山理事（副）吉武理事）

- イ）情報の収集・分析に努め会員への周知を徹底。
ほとんど電子メールで伝達している。県医師会からの通達はその都度行うとともに、
10 days report でもまとめて行い、それを医師会のホームページにもデータベース化している。
- ロ）保険初期指導・個別指導への立会い、改善へのサポート。
- ハ）後期高齢者医療保険
平成 20 年 4 月 1 日から実施された。75 歳以上の全ての方が対象。ただし 65 歳以上 75 歳未満でも一定の障害認定を受けた者も対象になる。後期高齢者医療広域連合が保険者。

4、労災・自賠医療（担当；（正）吉武理事（副）肥山理事）

- イ）労災保険情報センター（RIC）への加入促進。
- ロ）労災レセプトの自主点検。
- ハ）各労災・自賠医療機関での現場の問題点の集約・検討。
- ニ）労災保険指定医協会・自賠医療協議会よりの関連情報の会員への周知。

5、介護保険・障害福祉（担当；（正）古川理事（副）権藤理事）

- イ）在宅医療・介護連携センターを中心に、小郡市、久留米市、大刀洗町とも協力しながら、地域包括ケアシステムの構築を継続していく。そのために、在宅医療・介護連携センターにおいては小郡三井地域包括ケアシステム研究会での研修会や事例検討会を企画し多職種での連携を推進するとともに、地域包括ケアシステムに資する各種事業を企画、運営する。
- ロ）小郡市障害者計画、小郡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に参画し、各関係機関と協力しながらその実現に向けて努力する。
- ハ）介護認定審査会、障害者支援区分認定審査会の運営に協力する。

6、地域保健（担当；（正）淡河理事（副）吉武理事）

1) 行政・福祉関係者との情報交換

- イ）小郡三井地区市町村との連携
平成 20 年度より開始された特定健診・特定保健指導について平成 31 年度も、緊密に市町村との連携を図る。
- ロ）市町教育委員会との連携
学校保健関係は行政においても一般の健康施策と別になっているために、別途教務課ないし教育委員会との会議の場を設ける。小郡市三井郡学校保健会に役員を派遣

し迅速に対応する。

2) 予防接種事業への協力

イ) インフルエンザ予防接種に関しては平成 31 年度も前年同様継続して実施するように努力する。

ロ) 個別予防接種現場での医療事故防止策を徹底し、会員への事故防止啓発に努める。

3) 日本医師会認定健康スポーツ医の活動支援

イ) 地域の健康づくりに積極的に参加する。

ロ) 認定健康スポーツ医の取得促進を行う。

4) 集団個別検診

イ) 平成 20 年度より開始された特定健診・特定保健指導（集団・個別）を平成 31 年度も実施する。

ロ) 婦人科がん、乳がん、妊婦検診は市町村にて実施状況が異なっており周知をはかる。特に乳がん検診においては、平成 28 年 4 月に「がん予防重点健康境域及びがん検診実施のための指針」が一部改正された事をうけ、その実施要綱の変更についての周知をはかる。また、平成 21 年 10 月より女性特有のがん検診推進事業が始まっており、実施協力にあたる。

ハ) 福岡県では HBs 抗原・HCV 抗体の測定をハイリスク者に実施中である。また各市町村においても定期健診で HBs 抗原・HCV 抗体の測定を実施中である。肝炎対策基本法の実施に協力する。

5) がん検診受診率向上のための会議

小郡市、久留米市、大刀洗町の各担当と、今後のがん検診受診率向上を目的とした話し合いを実施する。

7、学校保健 （担当；（正）田中泰之理事 （副）古川副会長）

イ) 学校医会開催。

8 月あるいは 9 月及び必要時に行う。学校保健に関する情報伝達及び研修を行う。

ロ) 学校検診、結核検診の実施。

平成 28 年度より学校検診に運動器検診が加わり、希望者へ色覚検査実施の周知が行われている。平成 30 年度も各教育委員会と密に連絡を取り着実に対応する。

ハ) 心臓検診の実施（心臓検診グループ）。

養護教諭と学校医を通じて該当児童生徒の指導管理を行う。養護教諭と学校医を通じて該当児童生徒の指導管理を行う。小郡三井医師会への小児循環器科医師の加入及び循環器内科医師の増加により心臓検診担当医が充足された。心臓検診二次検診の経費節減及び内容の充実の検討を行い平成 30 年度から心臓検診二次検診の実施方法を変更し、二次検診が必要なすべての児童・生徒を土曜日午後半日で小児循環器科医師ならびに循環器内科医師にて実施した。また、心エコーを新たに導入し近隣医師会と同様の二次検診とした。

ニ) 学校医研修会

学校医に必要な医療情報も日進月歩で進んでいるが、それらを学ぶ研修会が存在

してない。来年度より研修会の開催を予定している。

8、母子保健・予防接種（担当；（正）田中泰之理事（副）古川副会長）

1) 予防接種

イ) 平成 31 年 4 月 1 日より 3 年間、昭和 37 年 4 月 2 日より昭和 54 年 4 月 1 日までに生まれた男性に対して無料の風しん抗体検査が実施され、抗体が低力価の男性に対しては定期接種として麻しん風疹ワクチンが実施される予定となっている。なお、久留米市では平成 31 年 2 月 8 日より無料にて風しん抗体実施後、抗体が低力価の男性に対しては任意接種にて風しん麻しんワクチンが実施されている。接種率向上と接種過誤防止に向け、受託医に情報を提供していく。

ロ) 近年、毎年のように予防接種実施要綱が変更され、医療現場の混乱を招いている。この変化に対応するため予防接種講習会を開催する。平成 23 年度以降は 2 年に 1 回の講習会参加が予防接種事業受託の条件となった。

ハ) 当医師会が所属する 2 市 1 町間では予防接種料金に差が見られる。今後も適正な接種料金設定のため各行政との交渉を継続する。

2) 乳幼児健診

イ) 小郡市の乳幼児集団健診は市内の小児科専門医、小児科標榜医加え小郡部会会員によって継続維持されている。健診医の安定的な確保と小郡部会会員仕事分担の標準化のため他の部会と同様小郡部会での管理に変更予定である。

ロ) 大刀洗町の乳幼児集団健診は医師会の小児科専門医、小児科標榜医及び大刀洗部会員によって継続、維持されている。

ハ) 久留米市北野町は個別健診に加え集団健診も行われている。平成 23 年度から 4 カ月と 10 カ月では集団健診が廃止され、個別健診単独となった。

3) 育児支援並びに虐待の防止

2 市 1 町は小児虐待に対する相談窓口または委員会を設けている。医療現場が行政、警察、児童相談所と連携して活動できるような情報発信を行っていく。

4) 平成 28 年度より大刀洗町で、平成 29 年度より小郡市で産後ケア事業が開始されている。小郡三井医師会としては産科医会を中心として積極的に事業に協力する。

9、産業保健（担当；（正）権藤理事（副）吉武理事）

企業の産業保健活動を支援する最近の事業として、産業保健推進事業(主に従業員 50 人以上の事業所が対象)、地域産業保健センター事業(主に従業員 50 人未満の事業所が対象)およびメンタルヘルス対策支援事業(事業場規模に関係なし)がそれぞれ、1993 年、1997 年および 2008 年に始まったが、2014 年、これら 3 つの事業は各都道府県産業保健総合支援センターとして統合され、労働局や医師会と連携して、より効率的・効果的支援事業に取り組むことになった。福岡県では福岡産業保健総合支援センター（福岡県メディカルセンタービル内）がこれを担当する。

当医師会内での活動予定は以下の通り。

イ) 過重労働に対する対応。

今後メンタルヘルスに対する相談がさらに増加すると考えられ、相談出来る体制を作っておく。メンタルヘルス対策の普及促進のための戸別訪問支援。

ロ) うつ病の増加と自殺予防対策

各医療施設で産業相談事業、産業保健指導を推進。

事業所を訪問して産業医の役割を説明して事業所相談につなげる。

ハ) 医師会ホームページ内、地域産業保健センターネットサイトの充実。

ニ) 事業所健診への協力。

ホ) 嘱託産業医が必要な 50 人以上の従業員を有する事業場の新規開拓。

ヘ) 日医認定産業医の育成と産業医研修。

研修会の情報提供や会員への参加啓蒙を通して産業保健活動を活性化。

ト) 石綿による障害

過去に石綿の製品を製造したり、使用したりした事業場が主な対象。石綿製品事業場の周辺住民からも石綿による被害を受けた方が出ている。平成 20 年 10 月に石綿健康被害救済法の改正が実施され、未申請者の救済措置や療養手当や医療費の支給対象期間の拡大措置が実施された。

チ) 小郡三井医師会主催の産業医研修会を今後も検討したい。

リ) 産業保健総合支援事業について

労働者も高齢者が増えてきたので転倒災害防止に力を入れる。

病気(癌など)を持つものが治療と職業生活を両立させるための支援を行っていく。

ヌ) 働き方改革関連法案 2019 年 4 月 1 日から

0 1 時間外労働の上限規制 月 45 時間 年 360 時間を原則とする。

0 2 年次有給休暇の確実な取得 使用者は 10 日以上有給休暇を有する全ての労働者に対して毎年 5 日 時季を指定して有給休暇を与える必要がある。

0 3 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止。

10、医療情報システム (担当 ; (正) 田中泰之理事 (副) 田中久志理事)

1) 医師会ホームページの活用

会員会議室は流行性疾患の情報共有に有用であり活用していく。問題提起、話題提供を含め活発な投稿を期待する。各種委員会においても会議室の活用を検討していく。

2) くるめ診療情報ネットワークシステムについて

地域の病診連携をより充実させるため、インターネット回線を利用した「くるめ診療情報ネットワーク (アザレアネット)」が平成 24 年 8 月に発足した。当医師会会員の参加は可能である。当医師会は閲覧施設の立場で久留米市、開示施設(聖マリア病院、嶋田病院など)との協議会に参加している。国として外来患者を大病院より診療所へとの方針があり主治医が作成する紹介状に加えアザレアネットを利用した情報の収集は診療所のみならず患者にとっても有益と考えられる。アザレアネット利用の利点、注意点などの説明を会員に行い閲覧施設を増やしていきたい。

3) とびうめネットについて

要介護高齢者などあらかじめ在宅での医療や介護の情報をかかりつけ医で登録することにより、サービス利用者と登録医療施設（かかりつけ医）、登録介護施設、容態が急変していざという時の病院（二次医療機関）などがこの情報を共有し、24 時間態勢で迅速に対応できるようなしくみを地域一帯で構築するものです。小郡三井医師会では平成 28 年度より運用が開始されている。

11、救急災害医療 （担当；（正）吉武理事 （副）肥山理事）

1) 大災害対策

イ) 緊急連絡網の確認。

携帯電話による連絡網を構築する。

ロ) 災害時トリアージの会員への啓蒙。

地域災害訓練へ参加しトリアージの訓練を行なう。（メンバーは委員会メンバー及び医師会員のなかから選び参加してもらう）

ハ) 災害発生時における「医療救護計画」の見直しを行う。

2) 休日診療体制

イ) 日曜祭日は休日センターで会員の交代勤務で行い、盆、正月、5 月の連休については病院部会で分担して行なう。

ロ) 小児救急医療に関しては、小児科医による一部日曜診療を行っており今後も継続し、更なる検討をしていく。

ハ) 日曜祝日の在宅診療輪番制を再考し協議する。

12、医事調停・診療情報の開示 （担当；（正）淡河理事 （副）権藤理事）

1) 医事調停

イ) 医事紛争発生時の具体的対策の相談、指示。

ロ) 医事紛争該当事例の情報は担当理事と会長のみ取り扱う。

2) 診療情報の開示

イ) インフォームド・コンセントについて啓蒙。

ロ) 診療情報開示について研修。

ハ) 自浄作用活性化委員会の報告。

ニ) 患者や家族及び市民の苦情相談に対応する。

13、医師会財務・税務 （担当；（正）田中久志理事 （副）肥山理事）

イ) 予算・決算書（案）の作成は理事会・事務局・担当理事で作成する。（案）は可能な限り早めに総会前に会員へ配布する。

ロ) 医師会会計監査は年に 2 回行う。毎月の出納の点検作業は確実に行う。

14、麻薬・向精神薬 （担当；（正）吉武理事 （副）権藤理事）

イ) 麻薬・向精神薬の盗難が現在も発生しているので取扱・保管・管理を徹底する。

ロ) 偽造処方箋を使用して薬を手に入れようとする詐欺事件が調剤薬局で発見される

ので注意を促していく。

- ハ) 麻薬使用者の低年齢化がみられ、経口麻薬が蔓延し学童に対しても麻薬使用の危険性が考えられ、今後必要に応じ学校での覚せい剤の乱用防止の講演等啓蒙活動を今後も実施できるように協力する。

15、地域環境保護（医療廃棄物を含む）（担当；（正）肥山理事 （副）吉武理事）

- イ) 医療廃棄物の施設内及び施設外での管理と適正処理を徹底する。
- ロ) 職能団体として小郡三井地区の環境保護に大きな視野で取り組む。

16、感染症対策 （担当；（正）田中泰之理事 （副）淡河理事）

- イ) 感染症に対する会員施設の職員への意識喚起。（手洗い・消毒・清潔不潔の認識）
- ロ) 届け出義務のある感染症についての法的義務の徹底。医師会での情報把握。
インフルエンザについてはホームページの一般会議室に、会員から熱心な投稿が寄せられ、リアルタイムの発生状況が得られている。今後もさらにより多くの会員の活発な投稿を働きかける。また週単位の医療機関あたりの患者発生数調査は地域における流行状況を把握するのに有用であり今後も続ける。

ハ) 新型インフルエンザ等への対策

新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されまもなく4年となる。平成28年度には新型インフルエンザ対応予定の医療機関職員が被接種者となる特定接種登録の通知が始まり、各自治体より住民に対する住民接種についての医師会との協定書が作成される見込みです。現在小郡三井医師会内医療機関の特定接種（医療分野）の対象となる事業者への登録状況は不明であり早急にその確認を行い、必要であれば特定接種（医療分野）の対象となる事業者の登録の勧奨を実施する。その上で各自治体と協力して新型インフルエンザ等対策を進める。

17、臨床検査 （担当；（正）古川副会長 （副）淡河理事）

- イ) 検査機関の精度管理を行い、検査に対する信頼を保つ。
- ロ) 福岡県が主催する精度管理調査に参加を勧める。

18、会員福祉 （担当；（正）権藤理事 （副）田中久志理事）

会員の親睦は、病診連携、診診連携にもつながり、この為さらに親睦を深めるため多くの会員が参加したくなるような企画を立てたい。

19、休日診療センター運営 （担当；（正）田中久志理事 （副）権藤理事）

- イ) 休日診療のありかたについて救急災害医療担当委員会と協議して再考する。
- ロ) 休日診療センター医師出務表は該当月の3ヶ月前に作成し、会員に通知する。
- ハ) 勤務体制は通常医師1名、看護師1名、受付事務1名とするが、冬場など繁忙期には看護師2名に増員する。
- ニ) 5月連休、盆休み、年末年始の休日診療は病院部会が担当し、センターへの出務

は行わないが、今後はイ)と同様再考の対象とする。又、通常の休日診療のバックアップ体制については病院部会の協力を仰ぐものとする。

ホ) 休日診療センターの診療科目は内科であり、対象年齢は原則として15歳以上と表記する。尚、実際の診療対象の年齢層は当日の担当医師の裁量により適宜設定されるものとする。

ヘ) 休日診療センターでの小児の投薬については原則として院外処方箋を発行する。

ト) 小児の休日診療については、月一回の頻度で小児科医師が在宅診療を行う。

チ) 薬品、医療材料の在庫管理を確実に行う。

リ) 医療事故防止と安全管理、患者への接遇の対策を怠らないよう留意する。

20、広報・ボランティア（担当；(正) 田中久志理事（副）権藤理事）

イ) 医師会ホームページ、その他の媒体を通じて小郡三井医師会の活動状況を地域社会に対して発信する。

ロ) 他団体のボランティア活動、行政の健康関連事業、地域の健康づくり支援事業に協力する。

ハ) 各種行事の際の医療協力、講習会、講演会の開催、地域インターネットフォーラムへの参加等は今後とも継続して行うものとする。

ニ) あすてらすヘルスプロモーションの活動に協力する。

ホ) 高松凌雲顕彰会の活動に協力する。

21、入会相談（担当；(正) 古川副会長（副）権藤理事）

公正取引委員会の基本ルールを踏まえ個々のケースに対応したい。

22、医療安全管理（担当；(正) 吉武理事（副）田中泰之理事）

イ) 行政・県医師会などからの関連情報の会員への周知。

ロ) 安全管理対策に関する、啓蒙の目的で研修会を企画する。

ハ) 会員の医療施設内での事故防止など医療安全管理についての相談を受けられる体制作りに努める。

ニ) 医療機器について職員に研修を行い事故防止に努める。

23、個人情報保護（担当；(正) 権藤理事（副）淡河理事）

平成27年よりマイナンバー制度が導入されたが、医療現場での個人情報の取扱いの現状を把握・検討し、明らかになった問題点については対処する。

24、医業経営（税務・労務を含む）（担当；(正) 田中久志理事（副）肥山理事）

医業経営、税務、労務に関する情報伝達を行い、関連講習会を企画する。

25、精神保健（担当；(正) 古川副会長（副）田中泰之理事）

- イ) 北筑後保健所運営協議会精神保健福祉部会、久留米市かかりつけ医うつ病ネットワークの活動に参加し、自殺予防のための施策を推進する。
- ロ) 一般診療科医と精神科医の連携を進め、うつ病患者の早期発見と早期治療につなげるにより地域での自殺予防を進めていく。
- ハ) 認知症対策においては久留米認知症ネットワーク等とも協力し、一般診療科と精神科医及び行政の緊密な連携を通して認知症の早期発見と早期治療、ケアの向上を目指す。

26、男女共同参画（担当；（正）田中久志理事 （副）古川副会長）

女性医療従事者が臨床現場で活躍出来るように支援を行う。

27、大刀洗部会担当（柳部会長 （副）平辻）

部会長として行政の話し合いと部会会員への伝達、部会会員からの意見収集。大刀洗町関連の会議出席。

28、北野部会担当（田中（泰）部会長 （副）田中（政））

部会長として行政の話し合いと部会会員への伝達、部会会員からの意見収集。久留米市関連の会議出席等の業務を行う。

29、小郡部会担当（権藤部会長 （副）古川）

小郡部会会員の親睦を図る。小郡市健康づくり推進協議会へ会長および委員として参加する。

2019年度小郡三井医師会収支予算書
(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	2019年度予算額	2018年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
1)基本財産運用益	0	0		
1基本財産受取利息	0	0		
2)受取入会金	1,000,000	500,000	500,000	
1受取入会金	1,000,000	500,000	500,000	
3)受取会費	25,970,000	25,974,000	△ 4,000	
1受取会費	25,500,000	25,500,000	0	A会員30万×68 B会員15万×32 30万×1
2互助会受取会費	470,000	474,000	△ 4,000	6,000×77 2,000×4
4)事業収益	19,638,900	21,400,000	△ 1,761,100	
1学校心臓検診委託料	2,988,900	3,000,000	△ 11,100	小郡市、大刀洗町、久留米市、 麻生学園小学校
2学校腎臓検診委託料	50,000	0	50,000	小郡市、大刀洗町、久留米市
3胸部レントゲン読影委託料	360,000	3,000,000	△ 2,640,000	久留米市
4休日診療収益	4,000,000	4,000,000	0	社会保険、国民保険、後期高齢 者医療保険、患者一部負担金
5事務手数料収益	1,300,000	1,400,000	△ 100,000	生命保険等団体事務費
6在宅医療・介護連携センター運営事業委託料	10,940,000	10,000,000	940,000	小郡市、大刀洗町、久留米市
5)受取補助金等	6,558,057	6,519,543	38,514	
1在宅当番医制運営事業補助金	4,198,057	4,159,543	38,514	小郡市、大刀洗町、久留米市
2生涯教育補助金	60,000	60,000	0	県医師会
3救急医療対策費補助金	2,300,000	2,300,000	0	県医師会
6)受取負担金	250,000	750,000	△ 500,000	
1建設負担金（休日診療センター）	0	500,000	△ 500,000	
2その他負担金（表彰負担金）	250,000	250,000	0	
7)受取助成金等	590,000	590,000	0	
1受取県医助成金	220,000	220,000	0	県医師会
2受取医師信用組合助成金	40,000	40,000	0	県医師信用組合
3受取乳障親助成金	300,000	300,000	0	県医師会
4受取乳障親事務手数料	30,000	30,000	0	大刀洗町
8)雑収益	2,120,000	1,650,000	470,000	
1受取利息	10,000	20,000	△ 10,000	
2受取配当金	500,000	500,000	0	ニッセイ総合福祉団体定期保険
3雑収益	1,610,000	1,130,000	480,000	在宅医療充実強化支援事業補助 金他
経常収益計	56,126,957	57,383,543	△ 1,256,586	

2019年度小郡三井医師会収支予算書
(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	2019年度予算額	2018年度予算額	増 減	備 考
(2) 経常費用				
1)事業費				
1役員報酬	3,474,000	3,474,000	0	
2給料手当	9,974,280	9,326,540	647,740	職員給料
3支払報酬	1,269,000	2,520,000	△ 1,251,000	胸部レントゲン読影手当、心臓・腎臓検診グループ手当
4雑給	1,540,000	1,512,000	28,000	看護師・事務員手当
5当番手当	5,129,500	4,973,500	156,000	休日当番手当
6退職給付費用	434,000	434,000	0	
7福利厚生費	1,851,000	1,724,100	126,900	
8材料費	1,100,000	1,000,000	100,000	休日センター医薬品、医療消耗備品
9被服費	10,000	10,000	0	クリーニング代
10旅費交通費	1,754,000	1,754,000	0	
11通信運搬費	776,760	776,760	0	電話料、郵送料他
12消耗品費	880,000	520,000	360,000	
13修繕費	140,000	140,000	0	
14印刷製本費	500,000	130,000	370,000	保険用紙、冊子等
15光熱水料費	840,000	770,000	70,000	電気料、ガス代、上下水道料、街路灯電気料
16保険料	185,000	181,000	4,000	火災保険料、医師賠償責任保険料
17広告宣伝費	40,000	40,000	0	
18会議費	100,000	120,000	△ 20,000	
19支払負担金	40,000	40,000	0	
20諸謝金	990,000	640,000	350,000	講演会・研修会謝礼
21委託費	1,750,280	1,480,000	270,280	心臓検診、警備費、保守契約料、清掃費他
22リース料	800,582	306,761	493,821	学童心電計、コピー機
23慶弔費	550,000	380,000	170,000	
24表彰費	800,000	800,000	0	永年勤続表彰
25雑費	608,400	520,000	88,400	
26減価償却費	2,747,125	2,535,686	211,439	建物、建物附属設備、構築物、器具及び備品
27公租公課	370,000	470,000	△ 100,000	消費税
2)管理費				
1役員報酬	3,146,000	3,146,000	0	
2給料手当	4,229,520	4,209,060	20,460	
3支払報酬	50,000	50,000	0	
4退職給付費用	186,000	186,000	0	
5福利厚生費	564,000	554,900	9,100	
6旅費交通費	1,434,000	1,434,000	0	

2019年度小郡三井医師会収支予算書
(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	2019年度予算額	2018年度予算額	増 減	備 考
7通信運搬費	227,500	227,500	0	
8消耗品費	180,000	180,000	0	
9修繕費	60,000	60,000	0	
10光熱水料費	360,000	330,000	30,000	
11保険料	349,000	379,000	△ 30,000	
12会議費	1,600,000	2,000,000	△ 400,000	総会費、役員会議費、会員懇親会費
13渉外費	250,000	300,000	△ 50,000	
14雑費	1,330,000	1,330,000	0	税理士・弁護士・労務士報酬、諸会費
15新聞図書費	50,000	50,000	0	
16委託費	300,000	285,000	15,000	
17リース料	0	6,220	△ 6,220	
18支払負担金	105,000	105,000	0	
19減価償却費	1,044,663	1,043,405	1,258	
20公租公課	30,000	30,000	0	消費税
経常費用計	54,149,610	52,484,432	1,665,178	
評価損益等調整前当期経常増減額	1,977,347	4,899,111	△ 2,921,764	
評価損益等計				
当期経常増減額	1,977,347	4,899,111	△ 2,921,764	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
1 雑損失	600,000	0	600,000	建設拠出金返金
経常外費用計	600,000	0	600,000	
当期経常外増減額	△ 600,000	0	△ 600,000	
税引前当期一般正味財産増減額	1,377,347	4,899,111	△ 3,521,764	
法人税、住民税及び事業税	100,000	100,000	0	租税公課
当期一般正味財産増減額	1,277,347	4,799,111	△ 3,521,764	
一般正味財産期首残高	226,962,698	222,163,587	4,799,111	
一般正味財産期末残高	228,240,045	226,962,698	1,277,347	
Ⅱ 指定正味財産増減の部			0	
当期指定正味財産増減額			0	
指定正味財産期首残高			0	
指定正味財産期末残高			0	
Ⅲ 正味財産期末残高	228,240,045	226,962,698	1,277,347	

2019年度 小郡三井医師会収支予算書内訳表
(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位: 円)

科 目	実施事業等会計				その他会計					法人会計	合計
	公衆衛生事業	救急医療事業	学術・講演事業	小計	相互扶助	団体保険	在宅医療・ 介護連携支 援事業	共通	小計		
	胸部レント ゲン読影、 学校心臓検 診、腎臓検 診	休日診療セ ンター、在 宅当番医制 度	学術講演 会、予防接 種講習会		会員相互扶助	団体保険事 務、セン ター使用、 用紙売上等					
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
（1）経常収益											
1) 基本財産運用益											0
1 基本財産受取利息											0
2) 受取入会金											1,000,000
1 受取入会金										1,000,000	1,000,000
3) 受取会費											25,970,000
1 受取会費								11,824,317	11,824,317	13,675,683	25,500,000
2 互助会受取会費					470,000				470,000		470,000
4) 事業収益											19,638,900
1 学校心臓検診委託料	2,988,900			2,988,900							2,988,900
2 学校腎臓検診委託料	50,000			50,000							50,000
3 胸部レントゲン読影委託料	360,000			360,000							360,000
4 休日診療収益		4,000,000		4,000,000							4,000,000
5 事務手数料収益						1,300,000			1,300,000		1,300,000
6 在宅医療・介護連携センター運営事業委託料							10,940,000		10,940,000		10,940,000
5) 受取補助金等											6,558,057
1 在宅当番医制運営事業補助金		4,198,057		4,198,057							4,198,057
2 生涯教育補助金			60,000	60,000							60,000
3 救急医療対策費補助金		2,300,000		2,300,000							2,300,000
6) 受取負担金											250,000
1 建設負担金（休日診療センター）										0	0
2 その他負担金（表彰負担金）					250,000				250,000		250,000
7) 受取助成金等											590,000
1 受取県医助成金										220,000	220,000
2 受取医師信用組合助成金										40,000	40,000
3 受取乳障親助成金						300,000			300,000		300,000
4 受取乳障親事務手数料						30,000			30,000		30,000
8) 雑収益											2,120,000
1 受取利息										10,000	10,000
2 受取配当金					500,000				500,000		500,000
3 雑収益	50,000		60,000	110,000		450,000	500,000		950,000	550,000	1,610,000
経常収益計	3,448,900	10,498,057	120,000	14,066,957	1,220,000	2,080,000	11,440,000	11,824,317	26,564,317	15,495,683	56,126,957
（2）経常費用											
1) 事業費											
1 役員報酬	928,000	756,000	672,000	2,356,000	308,000	308,000	502,000		1,118,000		3,474,000
2 給料手当	3,167,760	1,235,760	308,940	4,712,460	440,940	1,026,940	3,793,940		5,261,820		9,974,280
3 支払報酬	1,269,000			1,269,000					0		1,269,000
4 雑給		1,540,000		1,540,000					0		1,540,000
5 当番手当		5,129,500		5,129,500					0		5,129,500
6 退職給付費用	372,000			372,000		62,000			62,000		434,000
7 福利厚生費	531,000	495,500	53,500	1,080,000	54,000	105,000	612,000		771,000		1,851,000
8 材料費		1,100,000		1,100,000					0		1,100,000
9 被服費		10,000		10,000					0		10,000
10 旅費交通費	656,000	450,000	150,000	1,256,000	60,000	90,000	348,000		498,000		1,754,000
11 通信運搬費	227,500	219,260	65,000	511,760	32,500	32,500	200,000		265,000		776,760
12 消耗品費	430,000	90,000	30,000	550,000	12,000	18,000	300,000		330,000		880,000
13 修繕費	60,000	30,000	20,000	110,000	10,000	10,000	10,000		30,000		140,000
14 印刷製本費				0		200,000	300,000		500,000		500,000
15 光熱水料費	240,000	180,000	120,000	540,000	60,000	60,000	180,000		300,000		840,000
16 保険料	39,000	113,500	13,000	165,500	6,500	6,500	6,500		19,500		185,000

2019年度 小郡三井医師会収支予算書内訳表
(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位: 円)

科 目	実施事業等会計				その他会計					法人会計	合計
	公衆衛生事業	救急医療事業	学術・講演事業	小計	相互扶助	団体保険	在宅医療・ 介護連携支 援事業	共通	小計		
	胸部レント ゲン読影、 学校心臓検 診、腎臓検 診	休日診療セ ンター、在 宅当番医制 度	学術講演 会、予防接 種講習会		会員相互扶助	団体保険事 務、セン ター使用、 用紙売上等					
17 広告宣伝費		20,000		20,000			20,000		20,000		40,000
18 会議費	100,000			100,000					0		100,000
19 支払負担金		40,000		40,000					0		40,000
20 諸謝金	80,000	60,000	500,000	640,000			350,000		350,000		990,000
21 委託費	1,265,280	165,000	100,000	1,530,280	50,000	50,000	120,000		220,000		1,750,280
22 リース料	628,560			628,560			172,022		172,022		800,582
23 慶弔費				0	550,000				550,000		550,000
24 表彰費				0	800,000				800,000		800,000
25 雑費	430,900	97,500	32,500	560,900	13,000	19,500	15,000		47,500		608,400
26 減価償却費	898,498	617,936	705,963	2,222,397	96,269	96,269	332,190		524,728		2,747,125
27 公租公課	135,000	160,000	5,000	300,000		70,000			70,000		370,000
2) 管理費											
1 役員報酬										3,146,000	3,146,000
2 給料手当										4,229,520	4,229,520
3 支払報酬										50,000	50,000
4 退職給付費用										186,000	186,000
5 福利厚生費										564,000	564,000
6 旅費交通費										1,434,000	1,434,000
7 通信運搬費										227,500	227,500
8 消耗品費										180,000	180,000
9 修繕費										60,000	60,000
10 光熱水料費										360,000	360,000
11 保険料										349,000	349,000
12 会議費										1,600,000	1,600,000
13 渉外費										250,000	250,000
14 雑費										1,330,000	1,330,000
15 新聞図書費										50,000	50,000
16 委託費										300,000	300,000
17 リース料										0	0
18 支払負担金										105,000	105,000
19 減価償却費										1,044,663	1,044,663
20 公租公課										30,000	30,000
経常費用計	11,458,498	12,509,956	2,775,903	26,744,357	2,493,209	2,154,709	7,261,652	0	11,909,570	15,495,683	54,149,610
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 8,009,598	△ 2,011,899	△ 2,655,903	△ 12,677,400	△ 1,273,209	△ 74,709	4,178,348	11,824,317	14,654,747	0	1,977,347
評価損益等計											
当期経常増減額	△ 8,009,598	△ 2,011,899	△ 2,655,903	△ 12,677,400	△ 1,273,209	△ 74,709	4,178,348	11,824,317	14,654,747	0	1,977,347
2. 経常外増減の部											
(1) 経常外収益											
経常外収益計											0
(2) 経常外費用											
1 雑損失											600,000
経常外費用計											600,000
当期経常外増減額											△ 600,000
税引前当期一般正味財産増減額											1,377,347
法人税、住民税及び事業税											100,000
当期一般正味財産増減額											1,277,347
一般正味財産期首残高											226,962,698
一般正味財産期末残高											228,240,045
II 指定正味財産増減の部											
当期指定正味財産増減額											
指定正味財産期首残高											
指定正味財産期末残高											
III 正味財産期末残高											228,240,045